

〈研究ノート〉

「戦前」日本の教育史と、社会運動、教育運動に対する 「取締り・弾圧」機構の検討

柿 沼 肇

要 旨

「戦後」開始されるようになった教育運動史の本格的・組織的研究を担ったのは新教懇話会（1958年1月正式発足）とその発展として改組された教育運動史研究会（1968年8月発足）である。この両組織の活動によって、運動史研究は大きな前進を遂げたが、90年代に入ってしばらくする頃から低調になり始め、中頃には会自体が「開店休業」状態に陥ってしまった。

その研究会がやり残した課題はいくつかあるが、その一つが『「教労」・「新教」教育運動史事典』の編纂事業である（註・「教労」とは日本教育労働者組合、「新教」は新興教育研究会のこと、ともに前史および後継の運動を含む）。そしてその『事典』の執筆項目の一つに「新教・教労の運動と弾圧機構」というのがあり、柿沼が執筆者ということになっていた。今回この小論を本誌に執筆しようと思いたった動機の一つはその時の「宿題」をいくらかでも果たさなければという思いがあったからである

この小論では全体を大きく二つに括り、Ⅰを「戦前」日本の教育史、Ⅱを「戦前」社会運動、教育運動に対する「取締り・弾圧」機構、とした。

Ⅰでは、『戦前』日本の社会と教育についてその内容を概略したあと『戦前』日本教育の帰結とその教訓——教育（教師）の戦争協力と戦争責任」と題して以下の事柄を論じた。

- (1) 日本教育の天皇制軍国主義的体質
- (2) 教育における「戦争責任」の払拭——「空振り」と「免罪」
- (3) 「戦後」社会の中で——二度のチャンスを生かせず

Ⅱでは

- (1) 代表的な「取締り・弾圧」法令（33項目と関連法令22項目を列举、一部に短いコメントを付す）
- (2) 「取締り・弾圧」機構（情報収集、思想統制、世論形成等を含む、24項目、各項にやや長めの解説を付す）

なお、Ⅱでは時間をかけて膨大な資料・参考文献を収集したが、まだまだ目を通すことの出来ないままのものがかなり残されている。またこれまでの作業で新たな課題や問題意識も生まれて

きている。そこで今回は、この「表題」での本格的な論文執筆のための「第一次作業」と位置づけて、題名のアタマに「研究ノート」と付すことにした。

キーワード：「取締り・弾圧」法令，「取締り・弾圧」機構，特高（特別高等警察），憲兵（隊），視学制度

はじめに

時間の経つのは本当に早いもので私が日本福祉大学を定年退職（2013年3月）してから既に5年余の年月が過ぎ去ってしまった。この間、あれも書いておきたい、これもまとめておきたいと思うことはいくつもあったが、結局「論文」風のものとして発表することが出来たものは本誌に5回にわたって連載された（日本福祉大学研究紀要『現代と文化』第130～134号，2014年9月～2016年9月）「教育運動史研究の歩み——教育運動史研究会の活動に即して——」と題する小論だけ。なんとも情けないような気持ちにさせられたのであった。

それはともあれ、その最終回（「下の3」）の「おわりに」のところで、私は、この教育運動史研究会の活動でやり残した主な課題は次の四点であると指摘しておいた。

- 1, 新しい通史『日本教育運動史』の編纂
- 2, 「官側資料」（弾圧側資料）に記された新興教育運動関係記事・記録の総点検
- 3, 「地域（地方）における運動研究」の未着手あるいは不十分な部分の検討・研究
- 4, 『「教労」・「新教」教育運動史事典』の編纂

そして、その第4の中に「新教・教労の運動と弾圧機構」（執筆予定者・柿沼）という一項目があり、実は前記の拙論を書き終えた直後から今度はこの「宿題」にいくらかでも応えておかなければと考えて、表題のテーマを立て、それに基づいて少しずつ作業を始めていたのである。

ところがいざ手を着け始めてみると、このテーマで論文を執筆するのは『事典』の一項目として書くのとは大違い、とても一人の力でやり通せるような事柄ではないと痛感せざるを得なくなった。この『事典』に書く場合には「新興教育運動」（前史・後継の運動を含めて）を対象にしてそれに対する「弾圧」の様相とそれを実行した「機関・機構」について、すなわちごく限られた事柄について記せば良いのだけれど、独立した論文となるとそうはいかない。少なくとも近・現代史の理解と教育史についての言及を欠かすことが出来ないからである。そこで本来ならそれに取り組む集団を作れば良いのだけれど、教育運動史研究会が開店休業（実質的には解散）状態にある今、そのことを実行するだけの条件がない。そこで、私に出来ることをやってみる（試みってみる）以外に道はない、と少々大げさになるが覚悟を決めざるを得なくなったのである。

この小論で私は、問題を大きく二つに分けて論述しようと思う。Ⅰで「戦前」日本の教育史について、Ⅱで「取締り・弾圧機構」について、である。そして、Ⅰのところでは私が福祉大での最後の講義（日本教育史）で行った講義記録を活用し、それに若干の手を加えたもので代用しよ

うと思う。またⅡではこれも以下のように二つに分けて記してみたい。

1, 「戦前」の代表的な「取締り・弾圧」法令

2, 「取締り・弾圧」機関・機構

但し、これらのことを総体的に押さえるという試みは私にとって初めてのことなので、今回、論文化するところまではいかないであろうと思われる。そのための予備作業、準備作業のつもりで、今後の研究で検討の必要があると思われる項目を整理し、若干のコメントを付す程度のことが出来れば、と考えている（この小論を「研究ノート」とした所以である）。

[補1] この『事典』の編纂事業については、実は既にかかなりの程度進められていた。1977年8月に企画案が出され、以後編集案の検討が長々と行われて1990年8月ようやく最終の「内容構成」と執筆予定者が決定し、執筆開始のところまでこぎ着けていくつもの原稿が編集委に届けられたのであるが、そこで頓挫してしまった。理由はいろいろあるが、様々な事情が重なって、教育運動史研究会の活動それ自体が「低迷」化してしまったことが何よりも大きかった。その経緯については前記拙論の最後の方で簡潔にはあるが記しておいた（『現代と文化』第134号、51～53ページ）。

[補2] 私が同大学の教員として就任することになったのは1971（昭和46）年4月のことである。それから42年間、少し格好つけていえば福祉大「ひと筋」にその教員生活を送ったのであった（短大部長の時の2年間と、最後の5年間を新設の子ども発達学部 に在籍した以外は、ずっと社会福祉学部 に所属）。担当した科目は教育学、教育史、それに各学年のゼミナール（3・4年の「専門演習」はほとんど毎年担当。また、1年生の「教養演習」と2年生の「基礎演習」は、いわゆる「ノルマ」軽減措置がとられた役職就任期間を除いてほぼ毎年受け持った）。なお、講義科目の教育学（概論）、教育史は、教職課程の必修科目でもあったので同課程を履修する他学部の学生も必ず聴講することになっていた。

ところで、一般に大学ではそうであるように福祉大でも定年退職の年には教職員・学生・卒業生などに公開した「退職記念講義」を行うのが通例であったが、私の場合はあえてそういった「行事」をしなかった。その代わりに教育史の最後の授業（最終回）で、受講生に対して、それらしき意味を含めた「最終講義」を行ったのである。そんなこともあってこの最後の年の講義には特別に力をいれて取り組んだのであった。言葉を換えていえば、ここには長期にわたる福祉大教員としての私の教育史教育の「歩み」が十分とはいえないけれど、「反映」されているといっべてよい。そんなこともあるので、この小論で最初に取り上げる「戦前」日本の教育史についての部分は、その折に話をした中身を活用したいと考えたのである。

I, 「戦前」日本の教育史——福祉大での最後の「教育史」講義から

1, 教育史の講義を始めるにあたって

具体的な教育史の中身に入る前に受講生に要望し、注意を促したことは次のようなことであった。

その一つは「講義を通じて四つの『力』を獲得しよう」ということである。

聞き取り上手になろう！（講義をしっかりと聴く力）

読み取り上手になろう！（資・史料等の意味・中身を読み取る力）

書き取り上手になろう！（ノートを的確に作る力）

そして良く「考えてみる力」を身につけよう！

第二は「自他の学習権を尊重しよう」ということで、授業中の四つの NO と一つの OK ということをいっている。

(NO——物を食べること、不必要なおしゃべり、大幅な遅刻と中途退席、ケータイの使用、OK——水分の補給)。こんなことを大学生に向かっていなければならないのはいささか情けない気がするが、「授業崩壊」に陥らないためにはやむを得ない。当時はそんなことにも気を配らなければならない時代(?)なのであった。

第三は、『自己教育』への主体形成をはかろう」ということである。つまり他から教えられるだけでなく、自分からすすんで学習するという意欲・姿勢を作り上げようという趣旨である。

これらのことは2年次の「教育学概論」の講義でも強調してきたことなので、それを受講した者にとっては同じことを2度聞くことになるが、繰り返し強調しておくことも必要だと思っている。そのせいもあってか、この「教育史（中高）」講義での受講姿勢は2年生の時に比べて格段に良いし、出席状況も良好である。他方、「教育史（幼小）」受講の学生諸君は「教育学概論」ではなく1年次に「初等教育原理」を履修することになっているので、私のこの点についての話を聞くのは初めてのことであった。

ところで一般に「社会事象」を対象とした研究や教育では、その基底に「原理・原論」「歴史」「制度・政策」「実践・運動」の四つの探求を据えることが必要である。いうまでもなく教育という営み・活動も「社会事象」の一つであるからその研究や教育においては教育史的探求が不可欠であり、また、特に教職に携る者たちはその職務を遂行する上で教育の歴史についての認識（教養）を有していることが欠かせない。そんな訳で、福祉大学の教職課程ではずっと以前から「教育学」などととも「教育史」を必修科目に指定してきた。このことは、当然といえば当然のことなのであるが、斯界の状況からみるとやはり一つの見識を示すものであった、といっていよい。もっとも教職を希望する者たちに「教育史」を必修にすれば事はそれで済むのかといえば、決してそういう訳にはいかない。内容をどう編成するか、どんな史料を提供するか、等々、よく考えなければならない問題がたくさんある。しかも受講生は教育を専門に学ぶ教育学部や教員養成大

学の学生ではなく、講義時間もせいぜい15コマ（半年2単位）に限られている。こういった条件の中でより良い成果をあげるよう努力しなければならないのである。

なお、開講に当たって『科目概要』に示しておいた「学習目標」は次のようなものであった

- 1, 近代日本の教育の歴史を理解し, 「戦前」と「戦後」の「断絶」「連続」「連続・飛躍」の関係を把握する.
- 2, 史料を読み, そこから歴史上の「事実」と「意義」を読み解く力を獲得する.
- 3, 「過去」を知ることは「現在」を知ること, そして「未来」を予測する手がかりを得ること, という歴史を見る「目」を養う.

歴史を省みると分かるように近・現代, とりわけ近代（明治維新时期からアジア・太平洋戦争の終結までの時期）の日本の教育は国家主導の「お上」の仕事（事業）であった。そんなこともあって「戦前」はもとより「戦後」のかなりの時期までその研究（教育史研究）は、著名な教育史学者中内敏夫氏のことばを借りていえばそのほとんどが「官房学としての刻印」を受けて展開されたものである。すなわち「政府の事蹟史としての制度史」と「先哲の奉賛学としての思想史」がそれであり、そしてようやく1960年代になって（——柿沼補充）そこからの脱却を企図する「教育運動史」が次第に盛んになってくる。それは「科学性の確立をめざした戦後日本の教育史研究の当然にたどるべき道程」であった、と、こういう訳である（中内敏夫『新しい教育史 制度史から社会史への試み』241ページ, 新評論, 1987年9月）。この言い方は、大胆に過ぎるくらいが無いでもないが、わが国の教育史研究の動向・特質を捉える上で注目して然るべき重要な指摘であった。

私自身は其中で「教育運動史」の研究に比較的早い時期から携ってきた者の一人である。すなわち、国民の生活・労働の現実とそこから生まれてくる教育への願い・期待（教育要求）、およびその実現を目指す教育運動に視点を据えて、教育の歴史を全面的・総合的に捉え直していくこと、そしてこのことを通して教育もまた「お上」の仕事という非主体的な認識の仕方から解放され、私たち国民の一人ひとりが民主教育の創造主体でなければならないことを認識できるように、そのような努力をささやかではあるが続けてきたつもりである。

したがって福祉大での講義でもそういった研究を裏付けにして、「政治における主権者」が国民であるのと同じように「教育における主権者」もまた国民であることを理解してもらえるように、そんなことを目指して取り組んできたように思っている。

そんなこともあって私の「教育史」の講義テーマは長い間「国民の教育要求と教育運動の歴史——現代の教育と教師の課題——」というようにそのものズバリで記してきた。が、一昨年度（2010年度）からは学生に分かりやすくまた親しみやすいように、「近代日本の教育の歴史——国民の教育への願い・期待と学校・教師の課題」と変えることにした。もっとも、テーマとしてはそれでよいとしても実際の授業はその通りにはいかない。とにかく持てる時間は90分授業で最大15コマなのである。近代日本の教育の歩みを前記の視点から全体として丁寧に教えること

などとても出来るものではない。そのことを改めて覚悟した上で講義内容を編成し、濃淡をいろいろ考えながら進めていく以外に道は無い。

2. 実際の「教育史」講義の内容・構成

まず講義の全体を大きく二つに分けて編成した。前半（第一部）は「戦前」と「戦後」の教育の異質性と同質性について論述すること、すなわち「大日本帝国憲法・教育勅語」体制下の教育と「日本国憲法・教育基本法」体制下の教育構造を大きく括って分析し、その質的な違い（断絶・非連続）を明らかにしながら、合わせて「戦前」的なものを「戦後」も払拭出来ないものがあること（連続）、逆に「戦前」に「芽生え」た自主的民主的な教育への努力が（その総てが国家の手によって弾圧されてしまったが）「戦後」になって実を結んだり、大きく発展していった面もあること（連続・飛躍）を意識させることである。具体的には次のようになる。

- 1, 教育史学習・研究の意義——本年度講義の「テーマ」と「ねらい」
- 2, 教育とは何か、日本の教育現実（前年度の講義「教育学概論」の部分のおさらい）
- 3, 「戦前」教育の基本構造
 - (1) 「戦前」教育の教育理念・教育目的 ①「大日本帝国憲法」の内容と本質—「日本国憲法」と対比させて、②「教育二関スル勅語」（「教育勅語」）の内容と担った役割、③具体化としての教科書・教材に即して
 - (2) 教育の国家統制・国家支配の諸相 ①教育内容の統制・支配—国定教科書制度、②教育方法の統制—国定教師用教科書、③内容・方法の研究—師範付属学校制度、④教員の養成、思想統制—師範学校制度、強制的研修会・講習会、教職に就く前に陸軍へ短期入隊する制度（短期現役兵）、⑤教員の監察—視学制度、⑥教員の政治活動、組合活動の禁圧—「治安維持法」「治安警察法」等、⑦教員の経済的低位の合理化—「聖職」イデオロギー
- 4, 「戦後」教育の出発
 - (1) 「敗戦」と新しい教育（制度）の成立 ①「戦後」日本のあり方を規定した「ポツダム宣言」—。その内容と意義、。政府・文部省の「消極」的対応〈「国体の護持」、
「教育勅語」への固執〉等、②米国教育使節団の来日とその「報告書」—。その中身と3つの改革基本方向、。日本側の対応〈消極、讃美、批判1、批判2の4種の対応〉、。報告書に含まれる大きな問題点〈天皇制・「勅語」への根本的批判の欠如〉、。今日的時点での「評価」、③「日本国憲法・教育基本法」体制の成立
 - (2) 「戦後」教育の変革主体 ①問題意識・視点、②「米国教育使節団報告書」作成に影響を与えた日本側の見識（日本側教育家委員会と「全教」）、③「戦後」直後の労働運動の高揚、④「戦後」初期の教育運動・教職員組合運動の量的・質的高揚

後半（第二部）は改めて近代日本の教育の歩みを時系列的に通覧し、国民の生活現実と労働の

中から生まれる教育への期待を明らかにしながら、それぞれの時期に担った学校・教師の役割・課題について論述するつもりでいた。全体の構成は以下のようなものである。

- 1, 教育史研究の課題と方法
- 2, 近代公教育制度の出発と民衆（国民）の教育への期待・反発（「明治」初期）
- 3, 近代公教育制度（天皇制教育制度）の確立と教育による「立身出世」への願望（「明治」中・後期）
- 4, 日本帝国主義の教育（教育の軍事化政策）と教育運動（「大正・昭和」初期）
- 5, 「戦時教育体制」（天皇制ファシズム・軍国主義のための教育体制）の確立と崩壊（「戦時」期）
- 6, 「戦前」教育の帰結とその教訓
- 7, 「戦前」教育と「戦後」教育一本年度講義のまとめとして

このように構想の段階では教育史の流れを通史的に述べることにしていたものの、実際には前記したような限られた時間配当の中でのことである。それぞれの時期を過不足無く均等に論じるには圧倒的に時間が足りない。そこで、はじめにテキスト（拙著『近代日本の教育史』教育史料出版会、1990年6月）の「目次」に即してその全体の流れと主要な時期における学校制度の「系統図」の内容と特質をごく簡潔に説明をしたうえで、重点を近代日本の公教育制度の出発点であり、その後の教育の基礎をなしたといわれる「学制」（1872＝明治5年制定・頒布）の時期（すなわち第2のテーマ）について詳細に検討することにした（物事は始めが肝心ということでもあるから）。それ以後については時間の許す範囲で、2の前半（「自由民権運動と教育」）の部分をやや詳しく、2の後半と3, 4, 5についてはごく簡略にして、6と7のところを少し丁寧に説明するという方法をとる心づもりであった（終わりよければすべてよし、という諺もある）。その2のところを論じようとしたことは、以下のようなものである。

- (1)「学制」以前の教育・教育政策（①主要な3つの教育政策・教育事業—。維新政府の大学創建計画・創設事業、○二本立ての初等教育政策、○国民「教化」事業としての「大教宣布運動」）
- (2)「学制」とその基本政策・本質（①総合的画期的な教育制度構想、②「学制」の「本文」と「序文」（「学事奨励に関する被仰出書」）に示されている理念—個人主義・功利主義、実学主義、③「伺文」や地方の出した「就学論言」「就学告諭」の一部などに見られる政策意図—国家主義・富国強兵政策、治安対策）
- (3)民衆の抵抗と教育運動（①「学制」の強行実施に対する民衆の抵抗—。不就学・早期退学、○学校賦課金の抛出への抵抗、○私塾＝私立小学への入学、②「農民騒擾」に見られる民衆の教育要求—。明治初年の農民一揆と「小学校毀焼（焼き討ち）事件」の特徴、○鳥取県騒擾における農民の教育要求、○茨城県真壁郡における教育要求）

急ぎに急いで何とかここまでのことを話し終えたのであるが、それにしても実に無理無理の講義であった。そんな状況なので、前々からテキストを通読しておくことの必要性を強調してはき

たけれど、この部分の不備、不足を補うためにも、その第一章「近代公教育制度の出発と民衆の教育要求」（ページでいえば21～61ページ）を熟読しておくことを改めて求めている。

以上のような経過を経てこの講義の最終回（最終講義）では、前記した講義計画の6と7について次のようなテーマを掲げて話をするようになった。

3. 「戦前」日本教育の帰結とその教訓——教育（教師）の「戦争協力」と「戦争責任」

1. 「戦前」教育の天皇制軍国主義の体質

- (1) 近代公教育制度に内在する軍国主義（「明治」初期）
- (2) 「富国強兵」のための教育、天皇制教育体制の確立（「明治」中期～「大正」初期）
- (3) 教育の軍事化政策（「大正」中期～「昭和」初期）
- (4) 天皇制ファシズム・軍国主義のための教育体制（「戦時教育体制」の確立と崩壊）

総力戦体制＝高度国防国家体制の確立——日中戦争開始 1937.7. から太平洋戦争開始 1941.12. 終結 1945.8. まで

○国民精神総動員運動（「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」）

○「国家総動員法」（その下における「国民徴用令」など多数の「勅令」などによって、国民生活の隅々まで国家統制・支配）

戦時教育体制——「死」への「教育」＝「殺し」の「教育」、そして、教育の「死」

「国民学校令」1941.3.（「国民の基礎的錬成」）

「青年学校令」1935.4.（実業補習学校と青年訓練所を統一して設置。「教練科」満12歳から19歳までの男子に就学を義務化）

「決戦非常措置要綱」閣議決定 1944.2.（中等学校程度以上の総ての学生生徒を「常時コレヲ勤勞ソノ他非常任務ニモ出動セシメ得ル組織的体制ニ」置く）

「決戦教育措置要綱」閣議決定 1945.3.（国民学校初等科以外の授業「原則トシテ之ヲ停止」）

[註]「疎開学童は約四五万人と推計」、他に沖縄県、種子島、小笠原島1万2千8百人（文部省『学制百年史』1972年10月）。

「戦時教育令」「同施行規則」1945.5.（国民学校から大学まで学校ごとの「学徒隊」に編成。教育機関から「戦争」遂行機関へ。）

「義勇兵役法」1945.6.～10.24.（「国民義勇戦闘隊」男子15～60歳、女子17～40歳。陸海軍司令官の指揮下）

[参考] [全国徴兵の詔] 1871 (M5) 11.

「徴兵令」1873 (M6) 1.（兵役は国民の義務）

「兵役法」1927 (S2) 4.（男子満17～40歳兵役の義務、20歳時に

徴兵検査，甲種は翌年入営)

動員，戦死，戦病死

日本人

軍人，軍属 のべ約1千万人。うち戦没者230万人以上。(他に一般国民約70万人，
合わせると戦没者約3百万人。)日本人男子の4分の1が参戦，その約4
分1近くが死亡。1945年の男子の平均寿命23歳9か月。

少年兵の送出

少年戦車兵(15～18歳)，少年飛行兵(14～17歳)，満蒙開拓青少年義
勇軍等——政府推進の国策事業であったにも拘らず正確な数，死亡者数，
帰還者数など把握できていない。満蒙開拓青少年義勇軍については満州開
拓史刊行会『満州開拓史』1966年4月に送出数8万6530とある。

学徒出陣 人員数不明。日本政府はその数や死傷者数など一切公表していない。2
万から30万人という説まで。「12,3万というところ」(安田武『学徒出陣』
三省堂新書，1967年。同選書1977年7月)

学徒動員 「それぞれの職場において終戦の詔勅を聞いた動員学徒の数は三四〇万
人を超え」(前記『学制百年史』)

女子挺身隊 女子挺身勤労令(1944.8.)により学徒および12～40歳未満の未婚
女子に1年間(後2年間)の勤労(軍需工場中心)を義務化。終戦時の隊
員は約47万人

従軍看護婦 日本赤十字看護婦，陸軍看護婦，海軍看護婦合わせて3万4千人以
上。内，戦死者1900人余。(千田夏光『くれない染めし草の色』汐文社，
1982年4月)

外国人

東アジア地域だけでも1900万人近くの死者。

台湾関係 軍人・軍属の被徴用者 約21万人

うち，復員約18万人弱 戦病死3万人強

(1948年厚生省発表。磯村生得『われに帰る祖国なく 或る台湾軍属の記
録』時事通信社，1981年4月)

朝鮮 軍人約23万人，軍属約15万人，計38万人。

強制連行(中国人も)→在日朝鮮人1910年1000人，45年240万人

従軍慰安婦 1928年～45年。8万人とも10万人とも。大半が朝鮮人女
性，他に現地在住の中国人，フィリピン人など。(千田夏光『従軍慰安婦』
三一新書，1978年9月)

2. 教育における「戦争責任」の払拭——「空振り」と「免罪」

GHQ（連合国軍総司令部）の指令・指導（「教育及び教育関係者の調査及び認可」に関する「覚書」1945.10.）による「教職追放」。

「教職追放令」（勅令，1946.5.公布）

- ① 規程に基づく「教職不適格者」として自動的追放 2943 人
- ② 「教（職）員適格審査」約 51 万人が受け不適格者 2268 人。（なお適格者には「判定書」のちに「教職適格確認書」授与）
- ①②あわせて 5211 人。他に「追放令」以前に職を辞した者 11 万 5778 人。（以上の数字は鈴木英一『日本占領と教育改革』71 ページ，勁草書房，1983 年 6 月，による。文部省の数字は「二六二三人が不適格者と判定され，別に審査によらない不適格者が二七一七人」『学制百二十年史』1992 年 11 月）

（参考）「公職追放」の場合 公職適否審査委員会約 20 万人が対象，その内 19 万人余りが追放。

公職・教職追放解除 1950 年朝鮮戦争の頃から追放取り消しが増加，1952 年 4 月の「サンフランシスコ講和条約」（正式名は「対日講和条約」，日本と連合国 48 カ国）の発効にともない全面解除。

3. 「戦後」社会の中で——二度のチャンスを生かせず

①レッドパージ 1949～50 年 GHQ の指令により大規模に展開。共産黨員およびその同調者という名目で公職，企業，学校などから多数の良心的民主的な人たちが職場を追われた。アメリカ占領軍の前で労働組合も教職員組合も有効な闘いを組むことが出来なかった。

②勤務評定反対闘争 50 年代の後半，教員（教育公務員）に対する「勤務評定」の導入に反対した闘い。教組を中心として全国的に展開された。

対米従属下，「戦後」の経済復興を成し遂げた大企業（独占資本）などの強い要請に基づく。この闘いにおける処分者約 60 万人。結局「勤評」実施を阻止することは出来ず，それは今日においてもなお教職員を管理・統制するための有力な「力」として機能している。

これらの好機を生かすことが出来なかったことによって，その後の日本の政治は次第にアメリカと日本財界の「言いなり」とでもいってよいような状況になる。「戦前」の天皇に代わる新しい「お上」の登場，その前で多くの国民は未だに大きな「痛み」「苦しみ」から逃れられないでいる。

以上述べたことを念頭に入れながら，改めて「戦前」日本の教育を振り返ってみると，そこに

は、国民と教師たちの自主的良心的な活動を根こそぎ圧殺することに狂奔しながら戦争とファシズムのための教育体制を樹立したという事態の重大性を認めないわけにはいかない。そこでは天皇とお国のために、他国民・他民族を殺傷し、そのために自己の生命をいさぎよく投げ出すことを最高の価値とするような「教育」（“死”への「教育」＝“殺し”の「教育」）が強制され、さらには学校の教育活動それ自体が縮小・機能不全へと導かれていった（教育の“死”）のであった。まさに「教育」の名によって（学校）教育という営みが活動停止させられてしまったのである。

「戦後」の教育は、「戦前」の国民と教師たちが命がけて取り組んだ血と汗と涙ながらの努力を正しく受け継ぎ、発展させながら、他方では戦争へ加担・協力することを自己の任務としてしまった重大な「過ち」に対する深い反省の上に出発しなければならなかったのであるが、しかしこの教育（教師）の「戦争責任」の払拭という課題はきわめて不十分にしかなされず、したがって「あとの世代」「若い世代」へ継承されなかったといわざるを得ない。それ故に、この問題は今日の社会、教育界においてもなお未解決の課題の一つとして残されたままなのである。

改めていえば、“死”への「教育」＝教育の“死”へと帰結した「戦前」教育の教訓を自己のものとし、他方極めて厳しい状況の中でも教育に携る者としての良心を守ろうとした先人たちの営みを「励まし」としながら、「戦後」に打ち立てられた有利な条件を余すことなく活用して、子どもや若者たち（主としてのことだが）そして日本と人類の未来のために自己を鍛え、あるいは鍛え直すことが、今日の国民にとって、とりわけ教師や教職に就こうとする者にとって必要なことなのである（「教育の歴史をふまえた新しい主体形成の必要性」）。

[補3] これらの諸点については拙著『近代日本の教育史』（教育史料出版会、1960年6月）の終章「『戦前』教育の帰結とその教訓」（195～202ページ）並びに『国民の「戦争体験」と教育の「戦争責任」』（近代文芸社新書、2005年7月）の、Ⅱの三「『戦前』日本教育の軍国主義的体質—教育の『戦争責任』」、および四「教育における『戦争責任』の払拭—『空振り』と『免罪』」（157～199ページ）を参照していただければ幸いである。

Ⅱ、「戦前」社会運動、教育運動に対する「取締り・弾圧」機構

今から10年以上も前になるが、2007（平成19）年6月6日、日本共産党が独自に入手した自衛隊の「内部文書」に基づいて志位和夫委員長が国会内で行った記者会見（「自衛隊による違憲・違法の国民監視活動を告発する」）は大きな波紋を呼び、テレビ・新聞などがこぞって報道したこともあって、人々の間に広く知れ渡るところとなった。これによって、自衛隊の中に「情報保全隊」という特殊な部隊があり、それが国民の多数の団体や組織とその活動（運動）について大規模、系統的に調査・監視し、さらには特定個人の住所、顔写真、行動などに至るまで詳しく情報収集していた事実が明らかにされたのである。このことは、とりわけ「戦前」の日本社会を知

る者たちにとっては衝撃的な出来事であった。「大日本帝国憲法」(「明治憲法」)下の軍隊の中であって陸軍大臣の管轄の下に権勢を振るい、軍人ばかりでなく一般国民の思想や行動まで厳しくチェックし、人々に恐れられた「憲兵」を想起させられ、その活動が「日本国憲法」下の現在社会の中に「復活」していたこと、あるいは国民の目の届かないところで「継続」していたことを思い知らされたからである。また多くのマスコミが「憲兵政治」に繋がりがかねない事態とみて、その重大性について国民に広く「警鐘」を鳴らしたのはそんな面からいけば当然の役割を果たしたということになる。⁽¹⁾

ところで、私もそうであったが、この会見と「文書」を見るまで自衛隊(軍隊)がそこまでやっていたことを知る人はほとんどいなかったといってよいが、警察という組織が常時そのような活動を行っていることについてはかなりの人たちが知っている。即ち警察行政の総元締めである警察庁(内閣府の外郭である国家公安委員会によって管理される)や東京の警視庁および各道府県警察本部にはいわゆる「公安警察」(正式には警備部公安課、警視庁の場合は特に公安部)といわれる部署があり、他の部署とはほぼ「独立」した形で、国家の「治安・体制」の維持、「脅威」の除去といった視角から国内外の諸団体諸個人の動向に監視の目を光らせ、情報収集と時には逮捕・身体拘束等の実行使を行っている。その活動振りはほとんどが国民の目に触れられないところで「秘密裏」に展開されているので、それだけに一層「不気味」な感じを抱く人々も少なくない。この「公安警察」は、「戦後」初期GHQ(連合国軍総司令部)の指令によって解体させられた特別高等警察(「特高」)の役割を「新しい時代」に合わせていわば「肩代わり」するような形で設けられたものであった。

勿論、「情報保全隊」や「公安警察」は「憲兵」「特高」とそのままイコールではない。その果たしている役割や行動は比べ物にならないくらい限られている。しかし同時に、私たちが認識しておかなければならないことは、にもかかわらずやっていることにはあの「憲兵」や「特高」のやっていたことと同質のものがある、ということである。言葉を換えていえば、「日本国憲法」の下で生き・生活する者の感覚からすると有り得ようのないものが存在し、現に活動しているということである。このことはしっかり確認しておく必要がある。従ってマスコミには、常に彼らの動向に注目し国民の前にその実態を知らせるといった責任感がなければならない。しかし「情報保全隊」についての報道を振り返ってみると、発端となった日本共産党の『しんぶん赤旗』がその後しばらくの間継続的に関連記事や解説などを掲載したのを除けば、一般の新聞等のこの問題に対する扱いは低調であったといわざるを得ない(「公安警察」についてはなおさらで、ほとんど紙面に登場することがなかった)。また国民自身も、激しく変動する国内外の政治・社会状況の下で、一方では「希望」と「期待」を抱かせられることもないわけではないが、それ以上に身に迫る「不安」や「心配事」に苛まれることさいなの多い日常生活の中であって(それに人間の行為による自然・環境破壊に対する地球自身の「抗議」あるいは「自己保存」の営みのようにさえ思われる地殻変動・大地震・大津波などの大災害の頻発なども加わって)、そのことに気を留めておく(関心を持ち続ける)「余裕」を持つことが出来なかった。もはやそんなことがあったこ

とを忘れてしまったような人たちも少なくない。しかしそんな人たちでさえ改めてその出来事について聞き直し、問い直してみると、埋もれていた記憶の隅から引っ張り出してその時の心情を語ることの出来る人たちが意外と少なくないように思われるのである。

「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」いうまでもなく日本の社会は「戦前」と「戦後」で基本的・抜本的な「変化」をしている。その両者の間には「質的な転換」があったといってよい。その違いをごく単純化していえば「大日本帝国憲法」（1889＝明治22年2月11日公布、翌年11月29日施行）と「日本国憲法」（1946＝昭和21年11月3日公布、翌年5月3日施行）に示された「原理・原則」とそれに基づいて執行された諸施策の違いとして見る事が出来る。

その両者の相違を最小限必要な範囲で対比的に記してみると、次のようになる（――の前のものが「帝国憲法」、後が「日本国憲法」）。

①天皇主権――国民主権＝主権在民，象徴天皇制，議会主義

「帝国憲法」では、国の主権が神聖不可侵なものとして神格化された天皇にあった（第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」等）。それに対して国民は「臣民」あるいは「赤子」（赤ん坊）として天皇の統治・「庇護」の対象とされた。

②軍国主義・富国強兵主義――平和主義，戦争の放棄，戦力の不保持，交戦権の否認

「天皇ハ陸海軍ヲ統帥」（第一条）し、ただ一人の大元帥として国民に君臨。国民は兵役の義務を負わされた（第二〇条「日本臣民ハ法律ノ定メル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」）。

③制限された人権――基本的人権の尊重，万人の平等

「帝国憲法」では、国民の自由・権利より、国家に対する義務の方が強調された。しかも自由や権利は法律によっていくらかでも制限することが出来た。国民の三大義務＝兵役・納税・教育（但し、教育の義務については条文上の規定はない）

④勅令主義・命令主義――法治主義

「帝国憲法」第八条、第九条に基づく。特に、軍事と教育の面ではその主要なものがほとんど勅令によって決定・施行された。

⑤中央集権主義――地方自治

条文上の規定はないが、東京府（のち都）をはじめとする地方組織は国の出先機関とされ、都道府県の長は国（内務省）によって任命された。「日本国憲法」では「地方自治」の章（第八章）が設けられ、国の行政とは相対的に区分された住民の自治が規定されている。

⑥義務としての教育――権利としての教育

前記したようにこれも条文上の規定はないが、「憲法」の理念と「教育勅語」を中核とした「天皇制教育体制」ががっちり組み立てられた。「日本国憲法」ではその第二六

条で国民の「教育を受ける権利」が明示され、あわせて「保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」ことが規定されている。「戦前」と同じく一様に「義務教育」という語が用いられているがその意味するところは全く逆である。

「戦前」の社会運動、教育運動は、ここに記したような「戦後」あるいは「現在」とは異質の、極めて厳しい条件の下で展開されたものである。別言すれば、これらの運動には、そういった状況下で身の危険や不利益を覚悟してでも「異議申し立て」をせざるを得ないほど切実な国民・教師たちの思い・願いが込められていた、ということである。

ところで、既に「戦後」も70年以上経ち、「戦前」の「生活体験」を持つ者たちの数は非常に少なくなっている。「高齢化社会」が問題になってはいるものの、その数を単純に比べてみると「戦後」生まれの者たちの方が圧倒的に多い。また近年は、年齢的に若い人たちの「保守化」傾向が目立つようにもなっている。そして、そういった事態が進行している中で「戦前」社会への「逆行」につながるような動き、「新たな戦前」を作ろうとしているのではないかと思われるような動きが顕著になり、「有事法制」や「安保法制」（「戦争法」）が整備され、「集团的自衛権」や「国連平和維持活動」への協力を名目とした「自衛隊」の海外「派兵」や、「治安維持法」の復活を思わせるような「共謀罪法」の制定など、具体的な姿・形で現実化されてきている。さらに、これらの体制整備の「本丸」ともいうべき「憲法」第九条（「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権否認」）それ自体を改訂（「改悪」）しようとする動きもますます活発化・具体化され、今日、国民は「対米従属」の下でそのような厳しい現実の中に立たされている。

こういった動向に対するためには、国民の一人一人が、特に青年層が、歴史からしっかり学びとって、その克服のための努力をすることが必要である。そのことの重要性がいっそう大きくなっている、といわなければならない。

しかしながら、「戦前」の社会運動・教育運動の面に限っていうと、前記したような極めて厳しい社会体制の下で展開されたがその厳しさの最も具体的な形である「取締り・弾圧」機構について総合的・包括的にとらえた研究文献は今のところまだほとんど目にする事が出来ない。

この小論の以下の記述では、こういった状況に対処するための一つの試みとして、はじめに関係法令の整理、続いて組織・機関について記してみることにした。但し、今回は長期の体調不良などいろいろな事情が重なって論文というある程度完成された形にまで到達することが出来ず、いわば必要な検討項目を試論的に提示した、という段階に止まざるを得ない（表題の冒頭に「研究ノート」と記したのはそのためである）。折を見てその検討結果を報告したいと思う。

1、「戦前」の代表的な「取締り・弾圧」法令（要検討事項）

* 印は、歴史的な重要事項、「法令」発布前後の社会状況を知る手がかりとして。Mは「明治」、Tは「大正」、Sは「昭和」を示す。

- * 1867 (慶応4) 年10月 大政奉還 12月「王政復古」宣言
- * 1868年1月 戊辰戦争始まる (終結は1869年5月)
- * 9月 「明治」と改元

[太政官制度] 1868 (慶応4) 年閏4月21日～1871 (明治18) 年12月22日

- * 1869 (M2) 年7月 版籍奉還
 - 出版条例 1869 (M2) 5.13. 行政官達 (政治批判禁止). 1875年と1887年に全面改正. 1893.4.14. 「出版法」に発展解消.
- * 1871 (M4) 年7月 廃藩置県
- * 1872 (M5) 年8月 「学制」頒布 (近代的な教育制度創設のための最初の法令, その「序文」ともいわれるものが「学事奨励に関する被仰出書」)
 - * 9月 「太陰暦」から「太陽暦」に移行決定 (明治5年12月3日を明治6年1月1日とする)
- * 1873 (M6) 年1月 「徴兵令」発布 * 7月 「地租改正条例」布告 (明治9年まで「血税」=徴兵令反対, 「地租改正条例」反対の農民騒擾・農民一揆頻発, 一部に「学校打ち壊し・学校一揆」)
 - 新聞紙発行条目 1873 (M6) 10.19. 太政官布告第352号 (政治や法律などの論評禁止). 1875年に改正して「新聞紙条例」(1875.6.28.) に.
- * 1874 (M7) 年1月 「民選議院設立建白書」(自由民権運動の始まり)
 - 議傍律さんほうりつ 1875 (M8) 6.28. 太政官布告第110号, 全8条 (自由民権論の高まりの中で言論の取締りを図るため「新聞紙条例」と同時に制定). 1880年の旧「刑法」制定にともないその中に引き継がれた.
 - 新聞紙条例 1875 (M8) 6.28. 太政官布告第111号, 全16条 («新聞紙発行条目」を大改正して言論弾圧を一段と強化). 1883.5.06. 改正, 1909.5.06. 「新聞紙法」に引き継ぎ.
 - 集会条例 1880 (M13) 4.5. 太政官布告第11号, 全18条. 同年4月改正追加. (自由民権運動の弾圧=集会・結社の禁止を直接の目的として制定. 第7条「官立・公立私立学校の教員・生徒, 農業・工芸の見習い生」などの政治集会参加, 政社への加入禁止). 1890.7.25. 廃止, 「集会及び政社法」に継承.
 - (旧) 刑法 1880 (M13) 7.17. 太政官布告第36号, 全4編430条. 治罪法 (太政官布告第37号) と共に制定. 1882.1.1. 施行. 1908.10.1. 現行「刑法」施行により廃止.
 - 治罪法 1880 (M13) 7.17. 太政官布告第37号, 1882.1.1. 施行. 全480条 (最初の近代的刑事訴訟法典). 1900.11.1. 廃止.
- * 1881 (M14) 年10月 国会開設の詔

- * 1882 (M15) 年11月 自由党福島事件
- * 1884 (M17) 年9月 加波山事件 * 10月 秩父事件

[内閣制度] 1885 (明治18) 年12月22日～現在

- 保安条例** 1887 (M20) 12.25. 「官報」号外にて発布, 即日施行. 全7条. 自由民権運動の弾圧を直接の目的とする. 1898.6.25. 「保安条例廃止法律」により廃止.
- * 1889 (M22) 年2月 「大日本帝国憲法」「皇室典範」発布
- * 1890 (M23) 年7月 第一回衆議院議員選挙 * 11月 第一回帝国議会
- 集会及政社法** 1890 (M23) 7.25. 法律第53号. 第4条「教員学生生徒未成年者及女子」等の政談集会参加の禁止. 第25条で政社加入禁止. 1890.7.25. 廃止, 「治安警察法」に継承.
- 出版法** 1893 (M26) 4.14. 法律第15号. 1934.5.02. 改正 (法律第47号). 1949.5.24. 廃止 (法律第95号).
- * 1894 (M27) 年8月 日清戦争開始 (1895.4. 「下関条約」調印)
- 軍機保護法** 1899 (M3) 7.15. 制定. 1937.8.14. 全面改正公布 (法律第72号), 10.10. 施行. 1941.3.10. 改正 (法律第58号). 1945.10. 廃止.
- 治安警察法** 1900 (M33) 3.10. 法律第36号. 3.30. 施行. 第5条で軍人, 警察官, 宗教諸宗教師, 「官立公立私立学校ノ教員学生生徒」, 女子, 未成年者等政治結社加入禁止. 1945.11.21. 最終改正. 1945.4.12. 「治安警察法廃止等ノ件」 (勅令第638号) により廃止.
- 行政執行法** 1900 (M33) 6.02. 法律第84号公布. 同6.22. 施行. 1912.4.12. 改正 (法律第52号). 1948.6.15. 廃止. 「行政代執行法」制定による.
- * 1901 (M34) 年5月 社会民主党結成 (即日禁止)
- * 1904 (M37) 年2月 日露戦争開始 (1905.9. 「ポーツマス条約」調印)
- * 2月 日比谷焼打事件
- * 1907 (M40) 年2月 足尾銅山ストライキ (軍隊出動), この年労働争議激増
- (現行) 刑法** 1907 (M40) 4.24. 法律第45号公布, 1908.10.1. 施行. 全2編264条. 1921.4.16. 改正・法律第77号, 1941.3.12. 改正・法律第61号, 1947 (昭和22) 10.26. 改正・法律第124号 (「日本国憲法」公布に伴う改正), その後今日まで数回の改正.
- 新聞紙法** 1909 (M42) 5.06. 公布, 法律第41号. 1945.5.24. 廃止 (法律第95号).
- * 1910 (M43) 年5月 大逆事件
- * 1912 (M45) 年7月 「大正」と改元 * 12月 第1次護憲運動始まる
- * 1914 (T3) 年7月 第一次世界大戦勃発 (8月 日本参戦. 1919年6月 対独講和条約 =

「ヴェルサイユ平和条約」調印)

- * 1918 (T7) 年 8 月 富山県下で米騒動、以後全国に波及
- * 9 月 原敬 政友会内閣成立 (最初の本格的政党内閣)
- * 1919 (T8) 年 1 月 国際連盟発足 (日本は 6 月に加盟)
- * 3 月 朝鮮三・一独立運動 (万歳事件) * 5 月 中国・五四運動
- * 1920 (T9) 年 5 月 最初のメーデー
- * 1922 (T11) 年 7 月 日本共産党結成 (非合法, 23.6. 第 1 次検挙)
- * 12 月 「ソ連邦」成立
- * 1923 (T12) 年 9 月 関東大震災 (戒厳令公布)
治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件 (通称 治安維持令) 1923 (T14) 9.7. 公布, 緊急勅令第 403 号. 1925.4.22. 「治安維持法」公布とともに廃止.
治安維持法 (旧法) 1925 (T14) 4.22. 公布, 法律第 46 号. 1928 (S3) 6.29. 改正 (「治安維持法中ノ改正ノ件」緊急勅令第 129 号) 第 1 条第 1 項の罪の最高刑を死刑に. 1941.5.15. 全面改正 (法律第 54 号) = 新法.
- * 1925 (T14) 年 5 月 「普通選挙法」公布 (25 歳以上の男子に選挙権)
- * 9 月 第二次護憲運動始まる
- * 12 月 農民労働党結成 (即日解散)
- * 1926 (T15) 年 1 月 京都学連事件 (最初の「治安維持法」適用事件)
- * 3 月 労働農民党結成 * 12 月 社会民衆党結成
暴力行為等処罰ニ関スル法 1926 (T15) 4.10. 公布, 法律第 60 号. 通称「暴力行為等処罰法」. 「治安警察法」17 条の削除に伴って制定, 立法趣旨は労働運動の同盟罷業 (ストライキ) を封じ込めること. 2004.12.8 に改正 (現行法).
- * 1926 (T15) 年 12 月 「昭和」と改元
- * 1927 (S2) 年 3 月 金融恐慌起こる
- * 1928 (S3) 年 2 月 第 1 回普通選挙
- * 3 月 日本共産党大検挙 (3.15 事件)
- * 4 月 労働農民党・日本労働組合評議会・全日本無産青年同盟に解散命令
治安維持法改正 1928 (S3) 6.29. 改正 (「治安維持法中ノ改正ノ件」緊急勅令第 129 号) 第 1 条第 1 項の罪の最高刑を死刑に. 1941.5.15. 全面改正 (法律第 54 号) = 新法. 『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク治安維持法廃止等ノ件」(1945.10.15. 勅令第 575 号) により廃止.
- * 1929 (S4) 年 4 月 日本共産党大検挙 (4.16 事件)
- * 10 月 世界大恐慌始まる
- * 1931 (S6) 年 1 月 日本農民組合結成
- * 9 月 満州事変 (「日中戦争」開始) * 1932 年 3 月 「満州国」建国宣言

- * 1932 (S7) 年5月 5.15事件
- * 1933 (S8) 年3月 国際連盟脱退
- * 6月 佐野学・鍋山貞親 獄中で転向声明
- * 1935 (S10) 年2月 2.26事件(東京市内に戒厳令)
- * 7月 コム・アカデミー事件(左翼文化団体の関係者一斉検挙)
- * 12月 第二次大本教弾圧事件(宗教団体に対する最初の「治安維持法」による弾圧)
- 思想犯保護観察法** 1936 (S11) 5.29. 法律第29号, 11.20. 施行. 全14条. 思想犯の再犯監視. 保護観察所(全国で22カ所, その他思想犯保護観察団体等の設立) 1945.10.15. 「治安維持法」などとともに廃止.
- 軍機保護法(全面改正)** 1937 (S12) 8.14. 法律第72号公布, 10.10. 施行. 1941.3.10. 改正, 法律第58号. 1945.10.13. 「国防保安法」などとともに廃止.
- * 1937 (S12) 7月 日華事変(盧溝橋事件)
- * 9月 戦時経済体制へ移行
- * 11月 日・独・伊防共協定調印
- * 12月 人民戦線事件検挙(第1次検挙. 1938年2月第2次検挙)
- * 12月 日本共産党, 日本労働組合全国協議会に解散命令
- 国家総動員法** 1938 (S13) 4.01. 公布, 5.05. 施行. 「戦時二際シ国防目的達成ノ為……人的及物的資源(総動員物資)ヲ統制運用スル」(第一条). 1939.4.05. 第1次改正(法律第68号). 1941.3.03. 第2次改正(法律第19号). 1944.2.10. 第3次改正(法律第4号). 1945.12.20. 「国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律」(法律第44号)に基づき 1946.4.01. 廃止
- [主な関連法令] 1938 (S18) 8.24. 「学校卒業生使用制限令」(勅令第599号)
- 同「医療関係者職業能力申告令」(勅令第600号)
- 1939.1.07. 「国民職業能力申告令」(勅令第599号)
- 1.13. 「船員職業能力申告令」(勅令第23号)
- 2.04. 「獣医師職業能力申告令」(勅令第26号)
- 7.08. 「国民徴用令」(勅令第451号)公布, 7.15. 施行 白紙(しろがみ)召集. 1945.3. 「国民勤労働員令」に吸収, 同年10月に廃止
- 1940.2.01. 「青少年雇入制限令」(勅令第36号)
- 11.09. 「従業員移動防止令」(勅令第750号)
- * 1939 (S14) 年5月 ノモンハン事件(日ソ両軍衝突)

* 9月 第二次世界大戦勃発

映画法 1939 (S14) 4.5. 公布, 10.1. 施行. 1941.3.6 改正. 1945.12.26. 廃止.

* 1940 (S15) 年7月 政党政治終わる

部落会町内会等整備要領 1940 (S15) 年9.11. 内務省訓令第17号. 隣組の制度化.
1947.5.GHQにより禁止.

* 1941 (S16) 年10月 ゾルゲ事件

* 10月 東条英機内閣成立

* 12月 太平洋戦争(「大東亜戦争」)(米英に「宣戦布告」)

国家総動員法(第二次)改正 1941.03.03, 全50条の内25条を改正し統制権限強化. 対象
を「総動員物資」から「物資」全般に拡大. 経済統制新設. 罰則強化.

[主な関連法令] 1941.11.22. 「国民勤労報国協力令」公布(12.01. 施行). 勤労奉仕の義務化, 勤労奉仕隊の結成(男子15~40歳未満, 女子14~25歳未満の独身女性). 学校単位で勤労報国隊結成.

1941.12.08. 「労務調整令」公布(1942.1.10. 施行).

同 「青少年雇制限令」, 「従業員移動防止令」
廃止.

1943.10.01. 「在学徴集延期勅令」(第755号)文化系
学生の徴兵延期措置を撤廃.

同 「臨時徴兵検査規則」(昭和18年陸軍省令
第40号). これに基づく徴兵検査で甲種合格者は12月に入隊.

* 1943 (S8) 年9月 女子挺身隊創設 14歳以上25歳以下.

* 10月 第1回出陣学徒壮行会(東京, 台北. 以後11月まで国内・植民地各地
で開催)(→学徒出陣)

[国家総動員法関連法令・続き]

1944.1.18. 「緊急国民勤労動員方策要綱」(閣議決定)
3月学校在学者ノ勤労働員, 4月女子の
勤労働員, 等.

1944.2.16. 「国民学校令等戦時特例」公布 義務教育
年限満12歳に引き下げ. 2.19. 国民登録男
子12~60歳, 女子12~60歳に拡大.

2.23. 「食料増産に関する学徒動員について」文
部省通牒, 国民学校初等科4学年以上の学

徒，専門学校，中学校生徒の動員。

2.25.「決戦非常措置要綱」（閣議決定）学徒動
員体制の徹底等。

3.03.「食糧増産のための空き地利用」（閣議決
定）

3.07.「学徒動員実施要綱」（閣議決定）学徒動
員の通年実施，理科系学徒の重点配置，校
舎の軍需提供。

3.18.「勤労昂揚方針要綱」（閣議決定）

同「女子挺身隊制度強化方策要綱」（閣議決
定）職域，地域ごとに結成し強制加入。

8.23.「学徒勤労令」（勅令第518号）公布・即
日施行。中等学校以上の学校で学校報国防
を組織し，軍需工場等へ配置。

同「女子挺身勤労令」（勅令第519号）公布・
即日施行。

1945（S20）3.06.「国民勤労働員令」（勅令第94号）
公布・施行。「国民徴用令」・「国民勤労協
力令」・「女子挺身勤労令」などを統一し，
国民義勇隊の編制に備える。

3.23.「国民義勇隊組織二関スル件」（閣議決
定）。本土決戦に備えて地域・職場ごとに
編成。原則として国民学校初等科修了後の
65歳以下の男性，45歳以下の女性が対象
とされた。

国防保安法 1941（S16）3.07.公布，5.10.施行，1945.10.13.廃止（「国防保安法廃止等二関
スル件」勅令第568号）。

治安維持法（新法）1941（S16）3.10.法律第54号公布，5.15.施行，1945.10.15.廃止（「治
安維持法廃止等ノ件」勅令第575号）。

予防拘禁手続令 1941.5.14.公布，翌日施行。司法省令第49号。1945.5.「治安維持法」
廃止に伴い予防拘禁制度崩壊。

予防拘禁処遇令 1941.5.14.公布，翌日から施行。司法省令第50号。1945.10.15.廃止。

言論，出版，集会，結社等臨時取締法 1941（S16）12.19.公布，12.21.施行。1945.10.13.廃止。

戦時犯罪処罰ノ特例二関スル法律 1941（S16）12.19.公布，同24施行。「戦時刑事特別法」
により廃止。

「戦前」日本の教育史と、社会運動、教育運動に対する「取締り・弾圧」機構の検討

戦時刑事特別法 1942 (S17) 2.24. 公布, 3.21. 施行, 1943.10.31. 改正・追加 (法律第 107 号), 1945.12.20. 廃止.

* 1943 (S18) 年 11 月「カイロ宣言」

* 1945 (S20) 年 5 月 ドイツ, 無条件降伏

戦時緊急措置法 1945 (S20) 6.21. 公布法律第 38 号, 6.23. 施行, 立法権を政府に付与, 1946.4.1. 「国家総動員法」とともに廃止.

* 1945 (S20) 年 8 月 広島・長崎に原爆投下

* 8 月 14 日 御前会議「ポツダム宣言」受諾を正式決定, 連合国に通知

* 8 月 15 日「終戦の詔書」玉音放送 (アジア・太平洋戦争終結)

* 9 月 2 日「降伏文書」調印

2, 「取締り・弾圧」機構 (情報収集, 思想統制, 世論形成等を含む) (要検討事項)

内閣直属機関

内閣情報局 (1940.12. ~ 1945.12.) 正式名称は情報局

1940 (S15) 年 12 月「官制」公布 (勅令 864 号) により設置, 1945 年 12 月解散, 前身は内閣情報委員会 (1936 年発足, 情報・宣伝のための連絡機関) → 拡充して内閣情報部 (1937 年), さらに改組拡大されて情報局に, 内外情勢の収集, 啓発宣伝活動から, 戦争遂行のために報道機関などを強力に統制・弾圧する役割をも担った大きな国家組織へと発展した.

内務省関係

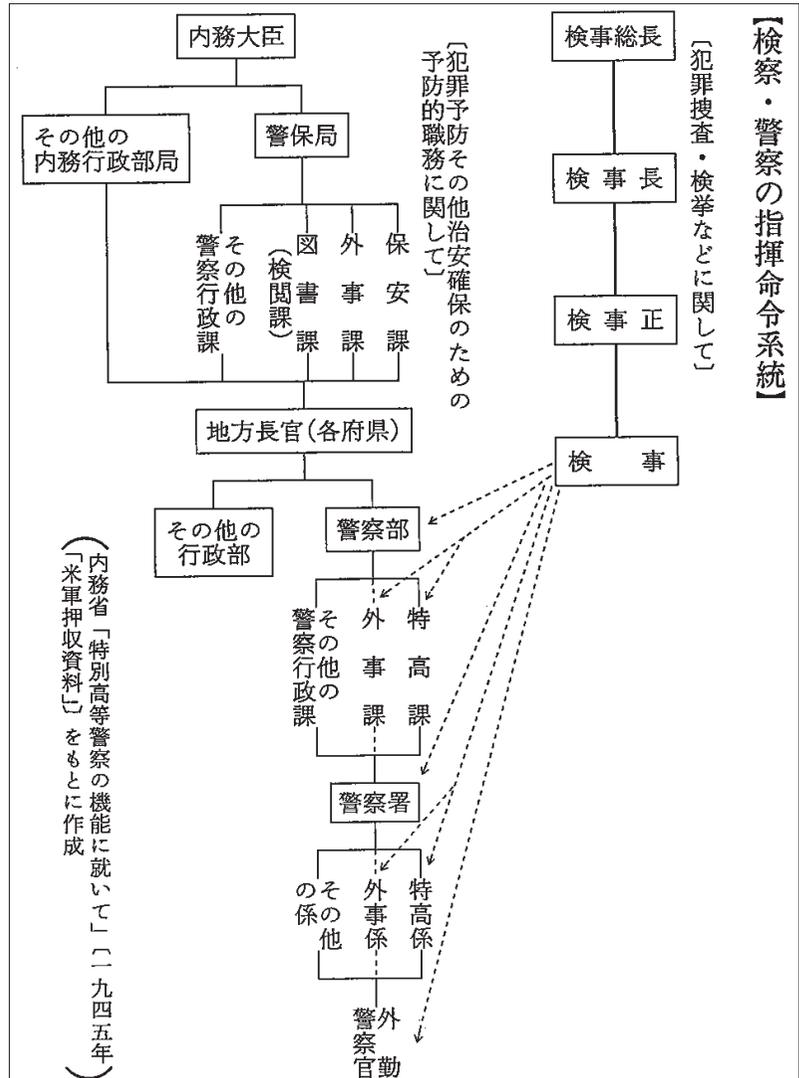
内務省 (1873.11. ~ 1947.12.)

1871 (M4) 年 7 月, 民部省を廃止し, 代わって 1873 (M7) 年 11 月内務省設置, 地方行政, 警察, 労働行政, 宗教 (国家神道) などの諸領域を所管し, 内政の中心として強力な権限を行使した, 地方の政治・行政は内務省の監督下に置かれ, 都道府県の知事・長官には内務官僚が就任した, また, 文部省も実質的に内務省の支配を強く受けて, 「内務省文部局」などと揶揄されることもあった, 1947 (S12) 年 12 月 GHQ の指令「政治的, 公民的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書」(いわゆる「人権指令」) によって解散.

「戦後」編纂された大震会⁽²⁾の『内務省史』(全 4 巻, 地方財務協会, 1971 年 4 月) には, 組織変遷も含めてその全容が詳しく記されている, 但し, その中には, 自らが行った行為に対する「自己批判」は全くといってよいくらい見られない.

- [参考] 荻野富士夫『思想検事』岩波新書，2000年9月
 副田義也『内務省の社会史』東京大学出版会，2007年3月
 自治大学校編『内務省の解体』戦後自治史8，自治大学校，
 1966年3月

[参照] 「検察・警察の指揮命令系統」図（荻野『思想検事』viページ）



警保局（1876.5～1947.12.）「大正」初期から警務課，保安課，図書課（のち検閲課）の三課体制であったが，その後次第に拡充され，太平洋戦争を前にした1940（S15）年12月には防犯課，外事課，経済保安課を加えた六課体制となった。一貫して警察行政を主管し，地方局とともに強大な権限を行使した。

「戦前」日本の教育史と、社会運動、教育運動に対する「取締り・弾圧」機構の検討

特に保安課は、社会運動の抑圧・弾圧を実行した「特高警察」〔特高〕の総元締めとして運動側から恐れられた。なお、当時の内務省は、警補局の各課を中心にして社会運動を取締り、弾圧の参考にするためにいろいろな「マル秘資料」を発行している。⁽³⁾

高等警察（1871～1936. 但し高等警察課の設置は1888年大阪府警察本部が最初）明治初年の反政府運動の取締り・弾圧のために内閣総理大臣、内務大臣が直接指揮する警察組織として成立。「大日本帝国憲法」（1889＝M23年2月）が制定され、衆議院選挙が行われるようになると選挙干渉に力を入れるようになる。そのためもあって1936（S11）年の選挙粛正運動を機に廃止され、全く別の組織（情報課など）に生まれ変わった。

特別高等警察（1911.8～1945.10.）警視庁に特別高等課が設置されたのが最初。その後各地の警察に設けられるようになり、1928（S3）年7月に内務省警補局保安課の統括の下に全国的な組織網を確立した。「特高」と略称され、「国体の変革」や「私有財産制度の否認」を犯罪とした「治安維持法」に基づいて、教育、文化運動を含む広範な社会運動はもちろんのこと、個人の思想までも抑圧・弾圧した。「戦後」、GHQの「人権指令」によって「治安維持法」とともに廃止された

〔参考〕 宮下 弘『ある時代の証言 特高の回想』田畑書店、1978年6月
明石博隆・松浦総三編『昭和特高弾圧史』全8巻、太平出版社、1975年6月～76年1月

荻野富士夫『特高警察体制史 社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房、1988年1月

荻野富士夫『特高警察』岩波新書、2012年5月

「赤旗」社会部編『証言 特高警察』新日本新書、1981年8月
荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』（復刻版）全30巻・別冊1、不二出版、1991年6月～95年3月

警察

明治維新政府が1871（M4）年東京府に邏卒3000人を配置し治安活動を行わせたのが近代的警察制度確立の始まりとされる。翌72年、司法省警保寮に移管。全国の警察事務が統括された。また73年内務省の新設に伴い同省に移管。さらに74年には東京に警視庁が設けられた。以後内務省の主動による幾多の改革を経て、98（M31）年、内務省警保局の下に各道府県ごとの警察部（直接の管理者は知事、東京は警視庁）を設置。こうして全国的な警察制度が整備された。そして県内の各地に警察署・派出所（交番）を配置、そこに所属した警察官は「安全」「治安維持」などを名目

にして住民の日常生活の隅々まで監視し、時には検事の指揮下に人々を直接検挙・拘引するという役割を担った。「戦後」この中央集権的警察制度は解体され、1947（S22）年12月に制定された「警察法」に基づいて「国家警察」と「自治体警察」という二元的制度に改められた。

〔参考〕 大橋秀雄『ある警察官の記録 戦中・戦後30年』みすず書房、1967年6月

大日方純夫『天皇制警察と民衆』日本評論社、1987年7月（この書の各節の末尾にたくさんの参考文献が記されていて大変役に立つ）

大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』筑摩書房、2000年4月

隣組制度（1940.9～1947.5.）「国家総動員法」による「統制物資」の配給などの互助活動や防空演習などの他、住民同士の相互監視の役も果たした。

司法省関係

司法省（1971.8.～1948.2.）

太政官制度下の1871（M4）年、刑部省と弾正台を廃止・統合して発足（長官は司法卿）。内閣制度になってからの長官は司法大臣。裁判、検察、行刑（矯正）など司法行政全般を管理・統括した。（次ページの「司法省機構概略図」を〔参照〕のこと）「戦後」になって「日本国憲法」の下で最高裁判所が設置されると、裁判所に対する権限がそちらに移譲される。また、他の事務は新設の法務庁（後の法務省）に移されて、司法省は廃止された。

大審院（1875.5.～1947.5.）・控訴院・地方裁判所

1875（M8）年司法省の持つ権限の内裁判権を分離し、その権限を持つ大審院が発足。また89（M22）年2月の「大日本帝国憲法」では「司法」の章（第五章）を設け、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」（第五七条）と規定、翌年2月公布の「裁判所構成法」で大審院を頂点に控訴院・地方裁判所ないし地区裁判所を設置することが決められた。これで形式的には三審制の「司法権の独立」が認められたような形になるが実態は全体的な司法行政権を持つ司法省の統轄下（司法大臣の監督下）に置かれ「司法の独立」は実現しなかった。1946（S21）年「日本国憲法」が制定公布、翌年5月「裁判所構成法」が廃止。それに伴い大審院制度も廃止された。

大審院検事局・控訴院検事局・地方裁判所検事局

「裁判所構成法」により各裁判所に付置して設置され、検事が配置された。但し検事一人ひとりの業務は裁判所から「自立」して行われた。「戦

とする者にとっては大変参考になる.)

保護観察所 (司法省の外局) (1936.5. ~ 1945.10.)

1936 (S11) 年5月制定の「思想犯保護観察法」に基づいて、「治安維持法」違反者で「執行猶予」などの措置になった「思想犯」を国の監視下に置くために設けられた施設 (全国に22カ所)。「保護観察期間」は2年間を原則とするが更新することも出来た。「戦後」,「治安維持法」の廃止とともに廃止。

予防拘禁所 (司法省の外局) (1941.5. ~ 1945.10.)

1941 (S16) 年5月施行の「治安維持法」の大改正で導入 (新法の第3章「予防拘禁」)。同法施行日の前日に出された「予防拘禁手続令」と「予防拘禁処遇令」によって運営された。「治安維持法」違反で入獄し「非転向」のまま刑期を終了した者が「再犯」を犯すことを予防するために、「拘禁」を継続し、その者たちを収容するために設けられた施設。拘禁期間は法的には「二年」となっているが、その間に「転向」をしない者には幾度でも更新が出来た。

文部省関係

この小論で検討する課題の、文部省に関する点については、既に優れた研究成果が生み出されている。荻野富士夫『戦前文部省の治安機能——「思想統制」から「教学錬成」へ』(校倉書房, 2007年7月)。この問題についてこれだけ体系的に論じたものはそれまでもなかったし、その後もまだ出ていない。また、内容上はもちろんのこと、巻末 (447~461ページ) に記されている大量の「主要参考文献」一覧も大変役に立つ。なお同氏編纂の『文部省思想統制関係資料集成』(全11巻)が、2007年12月から2008年12月にかけて、不二出版から刊行されている。

文部省関係の組織編成については、同省の『学制百年史』(帝国地方行政学会という名の出版社から発行, 1972年10月)の「資料編」に収録されている「文部省局課編成表」と「文部省所轄機関等の変遷表」に詳しく記されている。なお、その後のものは『学制百二十年史』(株式会社ギョウセイ, 1992年11月)の「資料編」に掲載されている。

学生課 (1928.10. ~), **学生部** (1929.7. ~)

1924 (T13) 年9月学生社会科学連合会 (略称「学連」, 全国の大学, 高校, 高専などのマルクス主義研究サークルの連合体) の発足。翌25年11月の京都帝大, 同志社大などのサークルへの弾圧 (京都学連事件—国内最初の「治安維持法」適用), その後の弾圧の広がり。26年6月岡田良平文

部大臣による学生・生徒の社会科学研究の禁止通達。このような学生の研究運動の広がりとそのに対する弾圧の強化といった状況の中で文部省は学生の思想問題に対処するために専門学務局内に学生課を新設。学生の思想・運動の調査、『思想調査参考資料』を発行しての情報の普及、をはかった。29年7月課から部に発展させ、学生課と調査課の2課を置いた。さらに前記『資料』を充実させて『思想調査資料』と改題し、学生部独自の出版物として年四回の頻度で刊行した。厳しい弾圧によって学生の思想問題が下火になると、今度は教員運動が活発になる（日本教育労働者組合と新興教育研究所が正式に発足したのは1930年）。それとともに学生部の施策も教員運動を対象とするものの比重が大きくなった。

思想局（1934.6. ～）

思想問題対策の必要性が、学生問題だけでなく教員問題やプロレタリア文化運動、さらに国民一般の思想動向にまで広がってくるとこれまでの学生部では対応出来なくなる。1934（S9）年6月それまでの学生部を発展・拡充して思想局（思想課・調査課）を設置することになった。ここでは学校関係ばかりでなく社会教育その他の団体に対する思想上の監督や指導、国民精神文化研究所関係の事項などを担当し、また文部省名で出された『国体の本義』（1937年3月）の実質的な編纂に当たった。

教学局（1937.9. ～ 1945.10.）

教学刷新評議会の答申に基づき、思想局を発展的に解消して文部省の外局として設置された。企画部（企画課、思想課）、指導部（指導課、普及課）と庶務課によって構成。「帝国憲法」「教育勅語」「国体の本義」等に基づく「教学」の刷新・振興を任務とし、学校や社会教育団体などの思想動向に対する調査、監督、情報収集や、教職員の再教育、『臣民の道』（1941年7月）の編纂など広範囲の業務を行った。1942年11月の「文部省官制」改革で内局に編入され（企画課、思想課、指導課）、43年2月には図書局、教化局の廃止に伴い、教学課、思想課、国語課、宗教課、文化課の五課体制に拡充された。「戦後」の45年10月廃止され、その一部は改めて設置された社会教育局の中に吸収された。

社会教育局（1929.7. ～ 1942.11.）

1924（T13）年12月普通学務局内の一つの課として社会教育課が設置される。29（S4）年7月社会教育局に昇格（青年教育課、成人教育課、庶務課）。翌8月に開始された教化総動員運動（「国体観念の明徴と国民精神の作興」「経済生活の改善と国力培養」を目指した）は、文部省とりわけ社会教育局が中心になって繰り広げられた。この運動は十分な展開をみせ

ないで終わったが、後の国民精神総動員運動の先駆けの意味を持った。42年11月に教学局が設置されるに伴い閉局するが、「戦後」改革の中で質を変えて復活する。

国民精神文化研究所（1932.8. ～ 1943.10. 国民錬成所と合併して教学錬成所に）

学生思想問題調査委員会の「答申」（1932.5.）に基づいて設立された文部省直轄の研究所。「国民精神文化ニ関スル研究、指導、普及」を目的とし（研究所「官制」第一条）、研究部・事業部・庶務係から成る。その内事業部には教員研究課と研究生指導課が設けられ、前者は学校長または地方長官の推薦した学校教員のうち選考して研究員とし、後者では「思想上の理由で」学籍を失った学生たちを主たる対象としてその矯正のための指導を行った。

教学錬成所（1943.10. ～ 1945.10.）

太平洋戦争下の1942年11月文部省直轄の国民錬成所が設置され、国民学校の校長や、高校・専門学校の校長・教員をはじめ多様な教育関係者に対する「錬成」（心身の鍛練）の場が設けられる。一方戦局が進展するにつれ国力の逼迫も進行する。こういう状況になった43年10月同錬成所は国民精神文化研究所と整理統合されることになり、教学錬成所が生まれる。同錬成所「官制」によればここでは「錬成」だけでなく「教学」の研究も行われることになっているが、実際には研究活動を進める余裕はなく、もっぱら「錬成」を中心とした活動に終始した。「敗戦」後の45年10月廃止された。

地方庁（都道府県）学務部、学事課等

一般的に地方庁は「治安維持法違反」など法に基づいて教員を処罰する権限を有していないが、視学を通して日常的に教員の思想・行動を監視し、事件・問題が発生したら当事者を処分することが出来た（行政処分）。

懲戒免職、諭旨退職、譴責、休職、戒飭（かいちよく 謹慎）、不意転（強制転任）、免許状褫奪（ちだつ 取り上げ）などの種類がある。

視学制度

1872（M5）9月15日（旧暦8月31日）近代公教育制度の始まりとなった「学制」が「文部省布達十三」の「別刷」として発行された。そこでは全国を八つの大学区（のち七大学区に変更）に分け、それぞれの大学本部に督学局を、文部省内に督学本局を置くことになった。これが視学制度の始まりである。しかし経済的事情もあって、各大学区ごとに予定された督学局のうち実際に設置されたのは第一大学区（本部・東京）だけで、翌73年7月に合併督学局が文部省内に設置された。この督学官制は5年で

廃止され、86年に改めて視学官が配置され、以後名称なども含めている
いと変更を加えながら中央における視学制度が推移する。一方、地方に
おいては1890（M23）年に郡視学が置かれたことから始まって地方視学
などと名称を改めながら、1899（M32）年には「視学」と改称されて総て
の（都）道府県で配置され、こうして全国的な視学制度が整っていった。
この視学（官）の職務は国の教育方針・教育施策を全国の隅々にまで貫徹
するために学校や教師、子どもたちの状況を視察し、指導・監督すること
にあった。但し、特に地方においては、校長や教員の人事権を実質的に握
るようになっていたので、彼らにとっては良き「指導者」であるというよ
りは監視人・抑圧者のごとき存在として恐れられることの方が多かった。
「戦後」この制度は基本的には廃止となり、地方では指導・助言機関とし
ての教育委員会制度に改められた（文部省では視学官、視学委員が置かれ
ている）。

なお、荻野「前掲書」では、文部省を直接対象にしているものなので当
然といえば当然のことであるが、この問題は取り上げられていない。また
神田 修『明治憲法下の教育行政の研究——戦前日本の教育行政と「地方
自治」——』（福村出版、1970年3月）、平田宗史『明治地方視学制度史』
（1979年2月）といった重厚な著作でも、これも行政の研究であるから当
然といえなくもないが、教育運動史にとっては大きな関心事であるこ
ういった問題に言及していない。こんな点からしても視学（制度）につ
いての研究は、私たちにとって今後の重要な研究テーマとして残されてい
るといわなければならない。

軍 関係

憲兵

1872（M5）年11月に明治天皇によって発せられた「全国徴兵の詔」に基
づいて維新政府は翌73年1月に「徴兵令」を公布し、これによって徴兵
制度が開始される（近代的軍事制度の始まり）。初めのうちはいろいろな
「徴兵猶予・免除」の制度があったが、次第に整理され、89（M22）年の
「徴兵令」全面改正で事実上「国民皆兵」の原則が整った（なおこの「徴
兵令」は1927年4月に改められ、「兵役法」となった。1945年11月廃
止）。この間、1881年3月に「憲兵条例」が制定され、陸軍大臣の管轄下
に「憲兵」が設置され、憲兵隊が組織される。その後次第に拡充・整備さ
れ、国内ばかりでなく朝鮮などの植民地や南方の戦地に派遣された部隊の
中にも配置された。その任務は軍隊内の警察の役割（軍事警察）を果たす
ことであったが、そこに止まらないで、特に国民の中にあった経済統制下
での生活に対する不平不満や、反軍・反戦思想と行動に対して厳しい目を

向け、人々の日常生活を監視し、時には逮捕・拘引するなどの弾圧を行った（治安警察）。そのため兵士たちから疎んじられたばかりでなく、特高と同じように市民・国民からも恐れられる存在であった。なおこの憲兵と特高の間には協力・協働の関係はなく、それとは反対に反目の感情が支配的であったといわれている。「戦後」になって憲兵制度は廃止されたが、BC級国際裁判で「戦犯」に指定され、処罰された元・憲兵も少なくなかった。

〔参考〕 全国憲友会連合会編『日本憲兵正史』同連合本部発行、1976年8月

大谷敬二郎『昭和憲兵史』みすず書房、1966年4月初版、79年5月新装版（著者は15年間の憲兵経験を持つが、「憲兵そのものには、きわめてきびしい」目でこの書を執筆している）。

大谷敬二郎『憲兵秘録』原書房、1968年1月

陸軍憲兵学校 陸軍士官学校や海軍兵学校などと同じような陸軍の軍学校の一つで、憲兵を養成することを目的としていた。1899（M32）年8月の「勅令」によって設置された憲兵練習所を前身とし、1937（S12）年7月の勅令「陸軍憲兵学校令」に基づいて昇格・開校した。

おわりに

ここまで、国（国家）の意思・意向に背いたり批判的であったりする人々や組織・団体に対する取締り・弾圧などの為の法令（法律、勅令など）とそれを執行する機関・機構について整理し、今後検討を深めなければならない項目（要検討項目）を列挙してみた（多分に試案的なものに過ぎないが）、が、特に「総力戦体制」（＝高度国防国家体制）が確立しやがて崩壊にいたる時期、すなわち日中戦争開始（1937年7月）の頃から太平洋戦争の終結（1945年8月）に至る時期に焦点を当てて見ると、こういった視点とはやや異なる視点からの追究が必要であるように思われてくる。国民を戦争に総動員するため制度・仕組みについての検討である。

この時期になると、国家の意思・意向に反対したり、抵抗したりする社会的勢力はほとんど皆壊滅状態になったり、あるいはその方向に沿って活動するようになる。しかも「国策」に即することを「宣言」したり「声明」したりした場合であっても、それが国民の自主的な集まりである限り容赦なく取り潰すというところまで進んでしまった。そして、さらには国家の主導によって国策に協力するような全国的・地域的な組織・団体を網の目のように張り巡らせ、しかもその活動に自ら進んで参加・協力することが「国民の務め」であるかのように思いこませる状況が作り出されたのである。

この小論の後は、本文で示した「要検討項目」について深めていくことはもちろんであるが、

ここに記した面も視点に入れて、より総合的な研究に成るよう努めていきたい。

(2018年5月28日 了)

[補註]

- (1) 「陸上自衛隊情報保全隊の国民監視」というのは、自衛隊がイラク派兵に反対する市民の運動などを幅広く監視し、詳細な記録を作成・集積しているというもの。このことが発覚した後それを違法だとする市民(76人)がその行為の「差し止め」と「損害賠償」を求めて訴訟に立ち上がった。一審の仙台地裁、二審の仙台高裁(2016年2月)では監視活動の事実が認定され、その内の一人について賠償が認められた。この判決に対して国側は上告を断念し、一応原告勝訴ということになったが、賠償を認められなかった75人が最高裁に上告。最高裁は同年10月上告棄却の判決を言い渡した。
- (2) 大霞会というのは、旧内務省及び関係の諸官庁に勤務したことのある者を中心に、「戦後」の厚生省、自治省、警察庁、都道府県庁、警視庁など旧内務省に関係する省庁の現職者などによって組織された「親睦会」である。発足時(1957=S32年10月)は会員576名であったが、『内務省史』が発刊された当時(1971=S46年4月)には1258名と大幅に増加している(同書第4巻, 314ページ)。なお同書は、公式の「内務省史」が出されていないので、それに準ずる物としてとり扱われている。この『内務省史』(全4巻)は、「明治百年史叢書」の一環として原書房から復刻刊行されている(1980年6月)。なお、この大霞会は1977年から78年にかけて『内務省外史』(正・続2巻)を編纂している(発行所・地方財務協会)。
- (3) 宮下 弘『ある時代の証言 特高の回想』(田畑書店, 1978年6月)中の伊藤 隆の「解説」(307ページ)によると、月報としてまとめられたものでは『特高月報』、『外事警察法』、『外事月報』、『出版警察報』があり、年報では『社会運動の状況』、『外事警察概況』、『出版警察概観』がある。その内『特高月報』(昭和五年三月~十九年十一月)は1973年に政経出版社から(全15巻)、また『社会運動の状況』(昭和四年~十七年)は71年から72年にかけて三一書房から(全14巻)、復刻刊行されている。